

EU法規制情報

消費者製品の市場調査が始まります

2020年7月1日、ECHA(欧州化学物質庁)は、消費者製品のREACH規則およびPOPs規則に関わる市場調査を開始する予定であると発表しました。概要は下記の通りです。

<今後のスケジュール>

2021年に、調査対象とする化学物質をREACH規則とPOPs規則の中から選定します。また、サプライチェーンにおいて、成形品中のSVHC(高懸念物質)に関する情報伝達が行われているかも調査される予定です。対象の製品はラバー、プラスチック、テキスタイルとされ、対象の物質には、フタル酸やPFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)が含まれる可能性があります。

2022年に、選定した化学物質について市場調査が行われ、2023年に報告がされる予定です。

<REACH規則やPOPs規則における、アパレル製品に関係の深い物質の一例>

REACH規則

特定芳香族アミンおよびアゾ染料
発がん性染料
ノニルフェノールエトキシレート(NPEO)
フタル酸エステル類
多環芳香族炭化水素(PAHs)
重金属(六価クロム、鉛、カドミウム、ニッケル)
フマル酸ジメチル (DMFu)
有機スズ化合物
ベンゼン
キャリアー染色用有機溶剤 (COCs)
溶剤(NMP、DMAC、DMFa)
ホルムアルデヒド
キノリン
難燃剤

POPs規則

難燃剤
ペンタクロロフェノール(PCP)
短鎖塩素化パラフィン(SCCPs)
有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)

規制化学物質の情報はこちらから

<https://www.kaken.or.jp/learn/detail/71>

<詳細はこちら(英語サイト)>

<https://echa.europa.eu/-/eu-inspectors-to-check-consumer-products-for-hazardous-substances>

お問い合わせ先
(一財) カケンテストセンター 国際部
TEL: 03-3241-7309